

定措置法第二条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。で政令で定める地域に発生したチリ地震津波災害を受けたものの災害復旧事業であつてその工事の費用が三万円以上のものの事業費につき十分の九の範囲内で政令で定める率を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内で、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が当該政令で定める率をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設に関し、共同利用施設の災害復旧事業につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の特例を定めて国が高率の助成を行なうとともに、水産動植物の養殖施設の災害復旧事業につき国が高率の助成を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波

波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法

1 都道府県が、昭和三十五年五月

のチリ地震津波による災害に係る漁民の漁業施設、住宅等の被害の大きい部落で政令で定めるもの（以下「特別被害漁村」という。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合の必要とする特定漁業施設設置費につき、当該漁業協同組合に対し、二分の一を下らない率による補助をする場合には、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が二分の一をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村の復興に資するため、漁業協同組合が漁民の共同利用に供する特定の漁業施設を設置するために要する経費につき国の助成措置を講ずる必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

附則

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害（以下「チリ地震津波災害」という。）に係る小型漁船の被害が著しい都道府県で政令で定めるものが、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができる。

2 前項の共同利用小型漁船建造費

とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船でチリ地震津波災害を受けたもの（沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。）をチリ地震津波災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧に関する特別措置法案及び昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村において漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案について、その提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

造するために要する経費をいうものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船を漁業協同組合に建造させるため、国がこれに要する経費につき助成措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小枝政府委員

ただいま提案になりました天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この改正法律案の内容は、本年五月のチリ地震津波により特に著しい被害を受けた一定区域内の被害農業者に対して貸し付けられる経営資金について、貸付限度額の特例を設けるものであります。すなわち、真珠またはカキの養殖に必要な資金として貸し付けられる場合は五十万円、その他の漁業経営に必要な資金として貸し付けられる場合は二十万円と、通常の貸付限度額の十五万円に比べそれぞれ大幅に貸付限度額を引き上げ、もってチリ地震津波による被害農業者に対する資金の融通に遺憾のないようにいたしたいと存するのであります。

以上がこの法律案を提案いたす理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

たす次第であります。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧に関する特別措置法案及び昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村において漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案について、その提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

最初に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案について御説明いたします。

今回のチリ地震津波災害により沿岸漁業者の所有する小型漁船で被害を受けたものは六千隻に達し、しかもその被害は地域的に集中して発生しているものであります。これら被害沿岸漁業者の多くは経営規模の零細な漁家でありまして、漁船は最も重要な生産手段であり、これが被害は、漁家の経営と生活に対する甚大な打撃となるのであります。従つて、被害沿岸漁業者の漁業経営及び生活を維持するためには、災害を受けたこれら小型漁船の早急な復興をはかることが先決であります。これら沿岸漁業者の信用能力は低く、自力による回復はきわめて困難な実情にありますので、これに対する応急措置として、組合員の所有経営にかかると小型漁船の被害の大きい漁業協同組合に対し、国及び都道府県が特別の助成措置を講じ、被害を受けた沿岸漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建

このため、チリ地震津波災害による小型漁船の被害が著しい都道府県を対象とし、これらの都道府県において組合員の所有経営にかゝる小型漁船の被害の著しい漁業協同組合が、チリ地震津波災害によりその所有経営にかゝる小型漁船について沈没、滅失その他著しい損害を受けた組合員の共同利用に

供するために小型の漁船を建造する場合において、その建造に要する経費の三分の二を都道府県が補助する場合、国は予算の範囲内でこの都道府県の補助額の二分の一を補助することができるとした次第であります。なお、小型漁船の建造及びその利用の方法につきましては、漁村の実態に即して弾力ある運用を期することといたしておることを申し添えます。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案について御説明いたします。

今次津波災害におきましては、水産関係の共同利用施設、すなわち、共同加工場、冷蔵庫、倉庫等のこうむつた損害も相当大きいものがあるのであります。これらの共同利用施設は、漁業者の漁獲物の円滑な処理を行ない、魚価の維持に貢献する等漁業経営上欠くべからざる施設でありますから、漁業者の個人施設と同様その迅速な復旧をはかる必要があることは申すまでもありません。

水産業協同組合の所有する共同利用施設の災害復旧につきましては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によりまして、

さらにこの法律案におきましては、水産動植物の養殖施設に対する助成措置を定めております。今次津波災害においては、水産関係個人施設の被害が、大きかったであります。特に、カキ、真珠等の水産物養殖施設については、昨年以来再度の災害を受けた漁業者も多く、その打撃は深刻なものであるのであります。このため、政府といた地域にしましては、被害の大きかった地域におけるカキ、真珠及び真珠貝の養殖施設の災害復旧事業に對しましては被害の程度に応じ予算の範囲内において十分の九以内の国庫補助の措置を講じ、これら養殖業のすみやかな回復を期することとした次第であります。

て、これら被害激甚漁村部落につきま
しては、網組、ノリ組、生産組合等の漁
民集団により、それぞれその地域に適
した漁業を応急的に実施させ、または
必要な共同利用施設を建設させること
によりその迅速な立ち上がりをはかる
ことが何よりも必要と考えられますの
で、漁民の漁業施設、住宅等の被害の
大きい部落の区域をその地区内に含む
漁業協同組合が、これら部落の漁民の
共同利用に供する水産養殖施設、網漁
具、その他の共同利用施設を設置する
のに要する経費につき、都道府県が当
該漁業協同組合に対し二分の一を下ら
ない率による補助をする場合には、国
は予算の範囲内において当該都道府県
に対し二分の一の補助をすることがで
きることとした次第であります。

チリ地震津波による水産関係の災害
復旧等の助成に關する三つの特別措
置法案の内容はおおむね以上の通りであ
ります。何とぞ慎重御審議の上すみや
かに御可決下さるようお願い申し上げ
ます。

○古川委員長 これにて提案理由の説明
は終わりました。

に、今次の災害が、今日までのいろいろな災害に比較いたしまして、その被害額というものは必ずしも大きくはなかったと思いますけれども、局地的にはあるいはまた個人的には非常な災害であった。その点も十分くみ取られまして諸施策をなされたということは非常に適切な御処置であると考えておりますが、ただ二、三点についてこの機会にお伺いしておきたいと思います。先般の本会議におきまして田口議員から詳しく御質問がありました。従いまして、努めて重複は避けたいと思いますが、なおその点においても明らかにしたい点がございますので伺います。たくさん伺いたいこともあるのですが、切り詰めてほんの一、二点だけ伺います。

第一に、今回の災害の性格からいたしまして、非常に零細な漁民が個人的には大きな被害を受けたという特色を十分に理解されまして、たとえば前の伊勢湾台風におきます小漁船の再建助成措置から見ましても、今回経費の近代化を考慮しつつも小漁民の実態あるいは小漁業者の実情というものをくみ取られて一そう一そうの対策を

たように思いますが、委員会としては、弾力性の言葉だけではなく、具体的に数字を明らかにされてここで一つ御発表願いたいと思います。そこで、先ほどの理事会で政府の御説明を承っておりますと、三トンではなくして五トン未満の船に対してこれを適用する、という御説明がございましたが、実はこれについてはいろいろな事情がありまして、たとえば北海道などにおきましては、政府の親心として考えられた小型漁業者、小型漁船に対する対策として考える場合に、沿岸の実態や漁撈法やあるいはまた魚族と申しますか魚の種類等によりまして実態は六トン、七トンの船でも小型の三トン、四トンのような漁業をやらなければならない、六トン、七トンの船を持っている漁業者でも実は三トン以下の零細な漁業者と同じような生業を営んでいるこの実態というものを考えたときに、ぜひ一つこの対象を七トン以下の船にも適用してほしいという要望もあったのであります。一応先ほどのお話では五トンを未満ということございましたので、

最後に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村において漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案について御説明申し上げます。

今回のチリ地震津波による災害の特色は、北海道及び三陸方面の沿岸漁村部落で集中的な打撃を受け、漁民の住宅や漁船、漁具、養殖施設等の個人漁業施設の大半を喪失したものが多数に及ぶことでありまして、これら漁村部落の漁民は、当面の生活資金にも事欠く現状にあるのであります。従いまゝ

○吉川委員長　これより質疑に入ります。
す。本名武君。

○本名委員　今般のチリ地震津波による災害対策については、政府は、想像以上に手回しよくそれぞれの御施策を樹立されました、関係法案の御提出をなされ、また政令の策定等も急速に進めになって、罹災者に対します不幸の中にも一つの安堵を与えたということとは、非常にわれわれとして政府に対しまして敬意を表する次第であります。ことと

お立てになったということは非常に前進であると思うのでありますが、ただ、この際、これが助成の対象となるトン数をどういうふうに御決定になってこの施策を実行されるか、この点を伺いたいのであります。実は、先ほどの理事会におきましてもいろいろの御説明をいただきました。先般、田口議員は、大臣に対して、仄聞するに三トンということであるが、そういうことではいかぬ、もう少し対象トン数を引き上げて、これに対して大臣は、努めて弾力性を持って処置するから御

そのように政府の考えとして理解していいかどうか。

なお、ついですが申し上げますが、五トン未満ということになりますと、四トン九分以下の船になって、そうすると、五トンという登録のトン数、実際五トンの船というものは相当あると思いますが、これがみな除外されるということになりますが、この場合、もし五トン未満というふうにおきめになるならば、御訂正なさって、五トン以下ということで、五トンの船も全部含まれるというようなお取り扱い

になされないかというのをこの機会に何っておきたいと思ひます。

○小枝政府委員 ただいま本名委員の御質疑にありましたように、今回のチリ地震津波災害は、伊勢湾台風の当時のそれとだいぶ趣を異にするものであり、お説のように、今回の災害の特色は、特に中小漁家が深刻な打撃を受けたという点にありますので、その点につきましては、ただいま本名委員から御意見のごさいましたように、当初大蔵省側と折衝いたしましたときには、財政当局といたしましては、最初小型漁船に対しては三トンというよりなことでございまして、委員各位の熱心なる御意見もございまして、十分交渉いたしまして、これは五トンといたしたいということで、五トン以下というところにいたすつもりでございす。五トン未満というよりなことで一応考えたのでございす。ただいまお説のように、理事会におきましても、そういう皆さんの多数の御意見があり、われわれといたしまして、四トン九分、五トンが入らない、除外されるというよりなことで、はなはだ遺憾であると考えて、ただいま本名委員御発言のごとく、五トン以下ということで善処いたすつもりでございす。

○本名委員 明確に五トン以下ということに御決定のようございすので、そのようにわれわれも理解いたします。大臣がお見えになりましたが、今、実は、大臣のこの間の本会議における御答弁を顧みまして、トン数の問題を一点明確にしていただいたわけであり。もちろん大臣もこれはお認めのことと思ひます。

次に、時間ありませんので先に進みますが、漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法についてお伺いいたします。実は、この法律の実施にあつての政令についてはまだわれわれは詳しく承知いたしておりません。これにつきまして、実は、先ほど親心をもつて小型漁船に対する前向きな前進した対策をおとりになつたと同様に、漁村における漁民の共同利用に供する施設については、かなりの被害をこうむると同時に、これが復興については、零細漁民の関心を持つておりますが、ごく大ざっぱにどういふふうにあるか、お伺いいたします。政令事項についての扱い内容を簡単に一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 今回、特別に被害の著しい漁村部落に対して共同施設に対する助成を特別立法をもつて実施するというごさいす。被害の申し上げた次第でございす。被害の激甚な地域ということで、実は、伊勢湾台風のときにおきまして、具体的な激甚部落の状況をいかにしてつかまえるか、大体的状況をつかまえるよりな基準を考へて、実は予算措置で実施いたしたわけであり。今回におきまして、そのような部落を選びまして、いわば復旧というより復興方式で実施して参りたい。その激甚部落の基準として一応考へておりますのは、一つは、被害の激甚な漁村部落におきまして小型の定置網の被害がどのような程度であつたか、第二点は、養殖施設が相当今回来た大きな被害を受けておりますが、この養殖施設の被害の程度がその被害激甚部落の漁村におきましてどの

程度に被害を受けておるか、第三点は、その部落の中におきまして漁民の住宅がどのような程度に被害を受けたか、どうかという三つの項目を一つの基準といたしておるわけであり。それで、現在われわれといたしましては、この率をどのような率にすればいいかわば激甚部落を対象につかまえることがでるかというところで検討いたしておる段階でございまして、伊勢湾の場合におきましては、これらの比率が五割というところとございす。今回の場合、これは初めて漁村に対象適用するものでございすので、やはり相当被害激甚な部落をつかまえるということになれば効果はございせんので、今申し上げました基準を考へると同時に、目下、激甚部落を調査いたしまして、それらがこれらに包含できるようなことを頭に置きまして最終的にその率なりあるいは基準の範囲なりを考へて参りたい、こゝろ一段階でございす。

○本名委員 伺ひます。まだ具体的な方針がきまつていないようですが、これは、先ほど申し上げましたように、実は漁村にとつて重大な関心を持つたれることでありますので、実は本日この法律を扱う上についてぜひ御決定をいただいております。はなはだ残念でございす。しかし、実際に残念でございす。これはやむを得ませんが、どうか、これが調査が進みましたが、努力を御決定前に一つ当委員会に御相談をいたしたいと思ひます。その上で一連のせつかくだいたいます御決定になつた諸施策とあわせてまた救済策がそれよりなしていききたいと思ひます。

そこで、関連してこの際申し上げておきたいのは、ただいま官房長から御説明がありましたが、大体伊勢湾においては五割見たということですが、今のお考えとしては、大臣にお聞きする方がいのかもしませんが、漁業共同施設の場合に、今までは漁業施設以外のもので非常に手厚くお考えいただいたのであるが、五割をやはり踏襲されるお気持であるかどうか、もつと有利な条件になさうとするお気持はないかどうか、何%にするということは今何となく検討しておりますが、そのことを伺つておきたいと思ひます。

それから、対象は激甚地の調査の結果ということですが、これはやはり漁村の特殊事情からいまして、あるいはまた小型定置網等の漁網具やその組合せのそれぞれの項目、それぞの組合せにおいていふことに、はたして漁村の場合においていふ組合せがないかどうか、あるいは組合せの面において矛盾がないかどうか、この点も一応御検討なさつて調査をしておられると思ひますが、この点について、このいふゆる率をどういふふうにお考へになつて御調査なさるのか、施策としてやる場合にはなるべく下げてほしいというわれわれの希望であります。どの程度の御見当でおられるかという二点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 第一点の率でございす。実は、伊勢湾の場合におきましては、先ほど申し上げましたように、漁村といふものについては対象に考へませんで、農村だけを考へました。従つて、耕地の被害率が五割であ

るとか、あるいは流失家屋が五割であるとかいふような率をとつたのであります。今回の場合に、そういうようなことで直接漁村の被害激甚部落がつかまえられるかどうかというところにつきましては、先ほど申し上げましたように、われわれとしては、これをメルクマールとして実際そのような実態をつかみ得るようなことでなければ意味がありませんので、その実情に即するよう率をあくまでがんばつて参りたい、かように考へております。

コンビネーション、組み合わせの問題でございす。これは、大体的内部におきまします考へ方としてきめております。これは、やはり、一番大きな被害の程度といたしましては、その部落の漁家がほとんどやられてしまつたとかいうようなことが問題だと思つたのであります。そこで、激甚のつかまえる方でありましたが、やはり、流れたり倒壊したりした漁家、あるいは、今回の場合は、流れたり倒壊したばかりではなしに、もう少し幅を広く実情に合せて浸水程度も考慮するかしらぬかというやうな問題もございす。いずれにしても、漁家の住宅が相当ひどくやられたというのを前提の第一条件として考へまして、そうして、それにあわせて、ある部落においては、共同の網を作るとか、あるいは干場を作るとか、あるいはコンブのほし場を作るとか、あるいは養殖施設を作るとかいうことでございすので、それと養殖施設なりあるいは小型定置網等の被害の程度を結び合せて激甚のメルクマールにしたかどうかというやうな考えで現在やつておるわけでございます。

○本名委員 実は、お聞きしたい大事

なことがまだ一向にきまっていなくて、御発表いただけないことを非常に残念に思っています。どうも一番大事なところだと思っておりますが、できれば遠慮なく一つ聞かしていただければ、またそれによってわれわれの意見を申し上げたいのですが、これではちょっと意見の申し上げられない。けれども、時間の関係でこれ以上私はこの点については突っ込みませんが、ただ、今申し上げたように、コンビネーションの問題については、実は被害の程度がそれぞれの種類によって差があった場合に、この部落復興という一つのりっぱな制度も活用できない。従って、本法をかりにきよう通したといいたしましても、大きな不安がやはり漁民には残るだろうと思っております。こういう場合に、一体、われわれは、これで責任は済みました、この法律は万全でございまして、通しましたとは実は言い切れないと思っております。ことに、非常に従来の施設が考へ方によつたら不合理な場所があったり、当然原形復旧でなしに全面的な改良復旧をしなければ、流された施設というものを失ったばかりでなく、将来操業もできないというような問題、たとえば、北海道における海産干場のごときは、これは重大な関心を持つておる。それがはたして部落復興に該当するかしないかという点について、今の御答弁だけではほんとうはこの法律は通せんない、そういう点について実はもう少しはつきりそのお考えを承つておきたい、こう思ふのですが、大臣、いかがでしょうか。せつかくかゆいところの近くまで手が届いておるのですからもう一言お答えをいただいて、この法律

を通し得るようになりたいと思ひます。

○福田国務大臣 この法案の趣旨につきましては、大体御賛同をお願いできるのじゃないかと思ふのですが、その実施の要綱の問題と存する次第であります。要綱につきましても、まだ最後案が整いませんで、まことに恐縮なんです。ごさいませけれども、最終のものをきめまして上は、当委員会にお示しして、十分御審議いただきまして実施に移したい、これで一つ本日のところは御了承願ひたいと思ひます。

○本名委員 まあわれわれの信頼する大臣のお言葉でありますから、この機会には一つ御信頼申し上げます。ぜひ一つ、具体的な案がまじりまして、当委員会に発表願つて、相談していただきたいと思ひます。

この機会に、ちょっと離れたことですが、お伺ひしたいのです。やはり災害関係ですが、北海道ではカキの養殖をやつてゐるのです。たままたこの話をしますと、北海道でカキとれるのかというふうなお話があるのです。実は、厚岸などでは、年間四千万ぐらいの水揚げをいたしております。あの漁村にとっては非常に大事な生産物であります。御承知のように、北海道は冬季間水が凍結いたしますので、内地のようないかだを流してカキの養殖はできない。従つて、できた養殖施設といふものはあたかも自然にできたやうでございまして、これが今度の災害で全部流失してしまつた。従つて、これが復旧のためには、いわゆるカキ床を作らなければならない、共同利用施設としてこの復旧に対して助成をお

願ひしたいということで、おくれればせながら声を出してみたのでございまして、実は、何か御請願の時間切れもあつたり、われわれの努力の足らなかつた点もあつたかもしれませんが、こういうことが一つあるということを大臣もお含みの上、今後さらに政令その他内容をお進めになる場合にぜひ御検討いただいて、北海道の新しい将来の水産業として御関心を持っていただきたいと思ひます。

私の質問はこの程度にいたしておきます。

○田口委員 ちょっと関連して……ただいま齋藤官房長が部落復興で住宅の問題に触れたのであります。住宅の問題は、公営第二種住宅とやらをやらせる場合、公営第二種住宅との関係、そこらの点はどういうふうにお考えになっておられますか。

○林田説明員 私たちが家を基準として考へておられますのは、漁民の生活が相当やられておるといふことで、家の倒壊とかあるいは流失とか、それ以上の被害、あるいは床上浸水までもう少し程度を下げた考へたいといふふうなことを考へておる次第であります。公営とかそういふふうな、いかなる家を問はず、大体その部落にありまます家屋につきましても、その家屋の大多数がそういうふうな状態にあるといふことを基準として取り上げたいといふふうに考へております。

○田口委員 いずれ、部落復興の場合も、公営第二種の場合におきましては、被害激甚地の部落に両方が起こると思ふのです。それで、いろいろな公営第二種の場合の基準はありますけれども、一方の方では御承知の通りに最高四分の三の助成で家を作るわけ

です。ですが、実際問題としてはこの公営第二種住宅で建築する戸数が大体きまつておりますから、その方はその方で作つて、そうしてこの残つた分はこつちの方の助成でいける、そういうふうなことになるんじゃないかと思ひます。が、そこらの点、もうちょっとはつきりお考えを聞かせていただきたい。

○林田説明員 住宅建設の問題は、実は、住宅の損壊の程度をその部落復興の場合の部落を選定する基準として考へておるわけでありまして、その復興の内容につきましては、住宅のことまでは実は考へていない次第でござい

ます。

○田口委員 その点はつきりいたしましたからよろしくございします。それから、もう一点、本名委員が触れられたのでございしますけれども、北海道のコンブ等の干場の問題でございまして、これは、御承知の通り、現在では地主がおりまして、そうして漁師にこま切れに貸してゐる。そして使用料は物納せられる。こういう全く前世紀的な状態でございしますが、これは一日も早く世間並みの状態に切りかえなければならぬ、こう考へておる際に今度の災害が起つたのでございします。心ある漁業組合では、この機会に新しいところに共同で干場を作つて、こういうふうな旧習を打破したい、こういう意欲が相当盛んでございしますから、この点も一つお含みになつて、そういう方向にこの問題を持つていつていただ

きますように要望いたしておきたいと思ひます。

○吉川委員長 他に御質疑がなければ、ただいま議題となつております四

法案に対する質疑はこれにて終了いたします。

○吉川委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の通告もないやうでありますから、直ちに採決に入ります。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案の一部を改正する法律案、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案及び昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案の四法案を一括して採決いたします。以上四法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よつて、四法案は原案の通り可決いたしました。次にお諮りいたします。ただいま議決いたしました四法案の委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認め、さう決定いたします。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時七分散会

〔参照〕

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四五号）に関する報告書
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案（内閣提出第一四六号）に関する報告書
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案（内閣提出第一四七号）に関する報告書
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案（内閣提出第一四八号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年六月十八日印刷

昭和三十五年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局